主 文 本件参加申立を棄却する。 申立費用は申立人の負担とする。

一、本件参加の理由の要旨は、申立人は控訴人に対し昭和二五年三月一七日訴外ルナパーク演芸株式会社株式八、三〇〇株の贈与を約し、同年七月頃右八、三〇〇株の株券を控訴人に引渡したものであるところ、控訴人は右贈与の年月日を争い且つ引渡は未了であると主張し、申立人に対し神戸地方裁判所尼崎支部に右株券引渡訴訟を提起しているから、頭書相続税確定決定取消請求事件の訴訟の結果につき利害関係を有するものであるというのである。

三、 ところで補助参加の要件として、被参加訴訟の訴訟物自体が参加人の権利 義務ないし法律上の地位に影響を及ぼす、すなわち右訴訟物自体が論理上前提とな つて参加人の権利義務ないし法律上の地位が決せられる場合たることを要するの か、被参加訴訟の訴訟物自体ではなく、被参加人敗訴の理由となつた前提的な法律 上事実上の判断もまたこれが参加人の権利義務ないし法律上の地位に影響を及ぼす 場合に補助参加要件を充足するのかについては場合を分けて考える必要がある。

(一) 共同訴訟的補助参加の場合、いまこの適例として債権者が債務者の第三債務者に対する債務の履行を民法第四二三条により、代位行使する訴訟に債務者が補助参加する場合を考えるに、この場合の補助参加の目的は、代位訴訟の判決の既判力の及ぶ主観的範囲が債務者にまで拡張せられ、よつて債務者が、債権者のなす訴訟の拙劣のため第三債務者に対する債権を喪失すると同じ結果を生ずることを防止するにあり、この場合においては、補助参加要件としては、被参加訴訟の訴訟物自体に利害を有する場合たることを必要とすることは理の当然であろう。 (二) 通常の補助参加の場合、いまこの適例として債権者が主たる債務者の保存の利益に対する債務者の保存の利益に対する債務者の場合に対する債務者の保存を対して、

1 ((大きな) ((大きな

いうも過言ではない。このように考えてくると、通常の補助参加においては、被参加人の敗訴の前提となった事実上または法律上の判断につき利害関係を有するにす ぎぬものもまた補助参加をなしうるものと考えねばならぬとともに、右はあくまで も訴訟告知および参加的効力との関係からこのように考えて来たものであり、参加 的効力は参加人と被参加人との間に生ずるものであるから、補助参加をなす利害関 係は右当事者間の利害関係に限定せられ、その主観的範囲を参加人と被参加人の相 手方との間の利害関係の如きものにまで及ぼすべきでないことも自明であろう。

そこで次に右の如き立場から本件補助参加申立の適否を考えてみる 〈要旨〉四、 被控訴人ら敗訴の場合本訴の判決〈/要旨〉主文で確定せられるところのものは、 前記各行政処分の違法、延いては、控訴人の相続税債務の不存在にすぎず、このよ うなことは専ら控訴人と国との間の利害関係事項であつて、申立人の権利義務ない し法律上の地位が、右行政訴訟事件の訴訟物である権利関係の存否を前提として決 せられるべき関係にないから被参加訴訟が抗告訴訟なる場合は判決の形成的効力は 第三者にも及ぶものと解すると否とに拘らず本件参加申立は共同訴訟的補助参加と しての要件を欠如し失当である。更に通常の補助参加としての要件を具備している かどうかについて考えるに申立人は贈与契約ないしその履行の存否が申立人を被告 とし控訴人を原告とする前記尼崎支部係属の事件に影響を持つと主張するのみで申 立人と被参加人(被控訴人ら)との利害関係、すなわち若し被控訴人らが本訴で敗 訴すれば、その敗訴の前提理由となるべき前記贈与契約ないしその履行の不存在な る事実に基因し被控訴人らから損害賠償、不当利得、求債権、担保の各請求などを せられ、または申立人が被控訴人らに対し本来請求しうべかりし権利を失うの虞れ の存することを何等主張しないのであるから、一般に補助参加人が自ら進んで訴訟に参加し、または訴訟告知を受けて参加したものとみなされる場合に参加的効力を 生ずる事項(本件についていえば前記贈与契約ないしその履行の不存在の事実がこ れに該当する)が被参加人(本件では被控訴人ら)と参加人(本件では申立人)間 において参加人にいかなる不利益を及ぼすのか不明であることに帰し、結局本件申 立は通常の補助参加の要件を具備せずその理由がないことが明らかである。

五、 以上の次第によつて本件補助参加の申立は、以上いずれの立場に立つて補 助参加の要件を考えてみても、その理由なきものと言うべきであるからこれを棄却することとし、主文のとおり決定した。 (裁判長裁判官 宅間達彦 裁判官 増田幸次郎 裁判官 島崎三郎)